

【表紙】

【提出書類】

訂正報告書

【根拠条文】

法第27条の25第3項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

TMI総合法律事務所
弁護士 関川 裕

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】

【提出日】

令和元年8月19日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	いちごホテルリート投資法人
証券コード	3463
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者/1)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ビーアンドアイ・キャピタル・エイジー (B&I Capital AG)
住所又は本店所在地	スイス、チューリッヒ、CH-8001、ジルシュトラーク37
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年2月4日 (大量保有報告書:提出日 令和元年5月16日)
訂正事項	報告義務が発生していなかったため、上記報告書を取り下げます。